平成２４年（フ）第４７１号
名古屋市名東区山の手３丁目105番地の１　シャトル山手Ⅱ３Ｄ号、開始決定時の住所名古屋市千種区富士見台４丁目１番地　ガーデンヒルズ富士見台弐番館106号
破産者　水野　和雄
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１０号
名古屋市中川区荒越町２丁目１番地　市営荒越荘４棟205号
破産者　奥出　陽美
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３５号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟105号
破産者　久米　政弘
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７８号
愛知県東海市富木島町北太子27番地の２　ドミール太伸３－Ａ
破産者　外川内　司
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６６３号
大阪府守口市佐太中町６丁目37番13号
破産者　佐藤　友晴
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３５号
大阪市北区本庄東３丁目８番２―809号
破産者　バランスデザインこと　山田　忠司
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５５号
大阪府東大阪市小阪２丁目５番24号　大宝小阪ＣＴハウス410号
破産者　東野　年秀
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５０号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―315号、申立時の住所大阪市淀川区木川西１丁目６番１号　ビギンハイツＢ301号
破産者　和田　宗久
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６９号
大阪府高槻市安岡寺町３丁目１番28号
破産者　小林　勇夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５８号
大阪府東大阪市鷹殿町19番28号
破産者　藤井　哲夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７６号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番87―402号
破産者　松村知子こと　綱元　知子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９号
大阪府門真市上野口町23番26―202号
破産者　岩根　啓二
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４―505号
破産者　藤田　茂樹
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２５号
兵庫県加西市北条町横尾808番地　エトワール203号室、開始決定時の住所大阪市港区八幡屋３丁目14番１―403号
破産者　岡本　利治
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
大阪府茨木市奈良町３番37号
破産者　檜口　啓子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３７号
大阪市住之江区御崎４丁目２番12―610号
破産者　サンブルーこと　髙濱正太郎
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１７号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番20号　松栄石橋ハイツＡ棟12号室、前住所大阪府池田市神田２丁目２番19号
破産者　冨坂　欽一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２５号
大阪府枚方市出口５丁目22番11号、開始決定時の住所大阪府枚方市南中振２丁目60番１―203号
破産者　藤本　武雄
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５９０号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番109―404号
破産者　冨髙　典子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部